



島根県報

平成17年3月29日(火)
号外第37号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正

(農業経営課)

告 示

島根県告示第418号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄田信義

第1条中「育成」の次に「又は地域の農業者と農外企業との協働による新たな産地づくりの形成」を加える。

第2条第2項中「企業参入促進モデル事業」を「企業参入促進整備事業」に改め、「作目を対象として行う」を削る。

第2条に次の1項を加える。

4 この告示において「産地づくり型企業」とは、企業参入促進整備事業の実施主体となる農外企業等のうち、次に掲げる要件をいずれも満たす企業をいう。

(1) 当該企業が企業参入促進整備事業を実施する市町村において新たに常時雇用する従事者が2人以上の企業であること。

(2) 企業参入促進整備事業実施後3年(永年性作目を対象とし企業参入促進整備事業を行う場合は5年)以内に農業者から農産物を受け入れ、加工又は販売を行う企業であること。この場合において、5戸以上の農家から農産物を受け入れ、かつ、これら農家の当該農産物に係る作付面積の合計が島根県の区域内(以下「県内」という。)農家1戸当たりの平均作付面積に5を乗じて得た面積以上になること。

第4条第1号中「島根県の区域内(以下「県内」という。)」を「県内」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 普通銀行、信用金庫及び信用組合で知事の指定を受けたもの

別表1の項貸付条件の欄中「年1.5パーセント」を「年1.7パーセント」に改め、同表2の項貸付対象者の区分の欄中「企業参入促進モデル事業」を「企業参入促進整備事業」に改め、同項貸付条件の欄中「年1.5パーセント」を「年1.7パーセント」に、「企業参入促進モデル事業」を「企業参入促進整備事業」に、「1,000万円」を「1,000万円(産地づくり型企業については2,000万円)」に改める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定(貸付利率に係る部分に限る。)は、平成17年3月18日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

